

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ防止についてメール等で注意喚起する際には、「いじめの定義」も付けている。	引き続き、定期的に周知し、意識啓発を行う。	-
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的(2ヶ月に1度)の開催は未達成だが、事案発生時は集中的に開催できた。	定期的に開催できるよう、定例の教員会の後を仮日程として設定した。	令和4年11月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	SSWによるいじめ防止に関する講演会 いじめの定義、要素を確認し、いじめが疑われる事案への対応として、普段から些細なことでも相談、報告、共有、認知、対応することの重要性について講演をいただいた。	引き続き、SSW等の専門家による講演会を開催する。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会やメールで周知	引き続き、全教職員への連絡ツール(Teams等)を用いて、全教職員に周知する。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	Webサイトで公表	引き続き、年度計画(学校いじめ防止プログラム)を策定し、全教職員に周知する。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教員会やメールで周知	引き続き、教員会や全教職員への連絡ツール(Teams等)を用いて、全教職員に周知する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に記載	引き続き、いじめ防止週間等を利用して、全教職員に周知する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	Teamsを利用して情報共有	引き続き、Teamsを活用して情報共有を行う。	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	年度末に活動を振り返り、次年度の課題を考察している。	引き続き、年度末の委員会の議題として取り上げる。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生対象を年2回、保護者対象を年1回実施した。R4年度は学生対象をいじめ防止週間にも実施し、年4回に増やす予定。	引き続きアンケートを実施するとともに、いじめ防止週間には目安箱を設置し、情報収集を行った。	令和4年6月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	Teamsを利用して情報共有	引き続き、Teamsを活用して情報共有を行う。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	カウンセラー講話 1・2年生対象SNS利用に関する意識共有ミーティング	引き続き、年1回以上のカウンセラー講話等を実施する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめ防止週間(前期・後期)	引き続き、いじめ防止週間等において定期的な周知を実施する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	「いじめ防止週間」を前期と後期にそれぞれ2週間ずつ設け、意識啓発を行った。	引き続き、いじめ防止週間等を利用して意識啓発を行う。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページや保護者アンケートの実施により周知した。	引き続き、ホームページや保護者アンケートを通じて周知を行う。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害者が、加害者への聞き取りを希望しないケースもあった。	引き続き、被害・加害の双方の保護者と連絡を取りながら、解決に向けた対応を行う。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ対策委員会に外部の有識者の意見を取り入れるため、SSW、SCを委員に加えている。	R4年度運営諮問会議において、「学生指導・学生支援の現状」の説明を行った。	令和4年11月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	SSWが介入し警察と連携している。	引き続き、警察等外部機関とも連携して対応する。	-